

株 主 各 位

埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイバー株式会社

代表取締役社長 飯塚 剛 司

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況にありますので、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時40分までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県川口市前川1丁目1番70号 当社3階会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

＜ご出席される株主様へのお願い＞

新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会にご出席の皆様には、マスク着用およびアルコール消毒液の利用をお願いさせていただきます。また、入館時に検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と認められる方等につきましては、ご出席をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。なお、当日は出席役員および総会スタッフはマスクを着用させていただきますとともに、総会日時点において必要な感染防止策を講じてまいりますので、よろしくお願い致します。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saibo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

総会ご出席者へのおみやげは今回からご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調がみられたものの、米中貿易摩擦や消費税増税の影響などにより、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。さらに2020年に入ってから新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による経済活動の停滞が見られる状況となっております。

当社グループにおける事業環境は、繊維事業では上期まではユニフォーム業界の堅調な商いに支えられていましたが、ここに来て需要に翳りがみえ、また百貨店を中心とした衣料品の伸び悩みも依然として続いており、厳しい状況で推移しました。不動産活用事業は、大型商業施設「イオンモール川口」が2018年9月に賃貸借契約を終了した影響から賃貸収入が減少しました。一方、その他の賃貸物件である「イオンモール川口前川」や病院施設等からの安定した賃貸収入を維持しており、営業収益の安定化が図られております。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,601百万円(前期比9.9%減)となりました。営業利益は716百万円(前期は91百万円の営業損失)となり、経常利益は711百万円(前期は34百万円の経常利益)となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は不動産活用事業において固定資産除却損を計上したことから、65百万円(前期は79百万円の同純損失)となりました。

事業別セグメントの概況は次のとおりであります。なお、事業別セグメントの売上高及び営業利益又は損失は、セグメント間の内部取引消去前の金額であります。

[繊維事業]

マテリアル部は、生地販売が衣料品の国内需要の落ち込みにより、また原糸販売が産地の生産調整により需要が減少し、減収減益となりました。

アパレル部は、上期まで順調に推移した法人ユニフォームの直需とスポーツ関連商品の受注が下期は低調となり、減収減益となりました。

カジュアル部は、キャンプ関連商品がアウトドア市場の拡大により需要が増加して増収となり、またメンズカジュアル商品が不採算店舗の撤退を進めたことから費用が減少し、営業損失が縮小しました。

刺繍レースを扱うフロリア(株)は、新規販売先との取引が増加したものの、服地及び付属レースの需要が減少したことから減収となり、営業損失は増加しまし

た。

この結果、繊維事業の売上高は4,422百万円(前期比11.6%減)となり、営業損失は72百万円(前期は41百万円の営業損失)となりました。

[不動産活用事業]

不動産活用事業は、2018年9月に「イオンモール川口」の賃貸借契約が終了したことから、減収となりましたが、前期に実施していた加速償却による多額の費用計上がなくなった影響から増益となりました。「イオンモール川口前川」は、近隣の大型商業施設に比べ回遊型ショッピングができるというお客様の利便性と近隣住民の生活環境にあった専門店選びが評価されており、さらに埼玉県内の医療体制の充実を目的とした病院施設を賃貸することにより不動産活用事業は安定した収益基盤を維持しております。なお、「イオンモール川口」は、2019年9月に解体が完了し、当連結会計年度に解体撤去費用664百万円を特別損失に計上しております。また、未活用不動産であった2箇所新たな建物等を建築し、賃貸を開始しております。さらに、不足している産婦人科を誘致し地域に貢献するとともに安定収益を維持するために「かわぐちレディースクリニック」の賃貸を、2020年4月に開始しました。

この結果、不動産活用事業の売上高は2,258百万円(前期比8.8%減)、営業利益は696百万円(前期は141百万円の営業損失)となりました。

[ゴルフ練習場事業]

埼玉興業(株)が営む川口・黒浜・騎西の各グリーンゴルフ練習場のうち、最大規模の川口グリーンゴルフ練習場において、SNSを利用した情報発信やサービスの向上に注力したことにより入場者が増加し、消費税率の引き上げによる影響も少なく増収となりました。また、当期は、前期のような設備更新工事による多額な費用計上がなく、増益となりました。

この結果、ゴルフ練習場事業の売上高は894百万円(前期比2.6%増)、営業利益は80百万円(前期比9.9%増)となりました。

[その他の事業]

ディアグリーン課の緑化事業は、観葉植物の新規レンタル契約獲得とギフト品販売の受注増加により増収となり、また経費が削減され営業損失は減少しました。

神根サイボー(株)のインテリア施工事業は、一般住宅施工が増えたことや、大口物件の受注もあり増収増益となりました。

この結果、その他の事業の売上高は571百万円(前期比21.0%増)、営業利益は33百万円(前期比93.0%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、2,794百万円であります。主なものは、「(仮称) イオンモール川口」の建設を含む再開発費用が1,293百万円、新たな賃貸施設の建設工事が798百万円、ゴルフ練習場の維持管理工事が456百万円、大型商業施設の維持管理工事が123百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2020年4月から「3カ年中期経営計画」をスタートしました。その目標は、「繊維事業の黒字化」、安定した収益を生みだす「不動産活用事業のさらなる拡充」、当社グループにおける「その他の事業の収益貢献度の向上」であります。

繊維事業のなかで損失の大きな要因であったメンズカジュアル商品販売は、国内における衣料品の需要回復が見込めないことから2020年3月末日をもって事業を終了しました。生地・原糸販売は、現状の取扱商品に対して需要の落ち込みが続いており、新たな環境配慮型素材を用いた商品により需要回復を目指します。ユニフォーム販売は、百貨店と直需向けの営業体制に分け、営業活動の強化を図ってまいります。キャンプ関連商品は、アウトドア市場が拡大基調にあることから、さらなる販売強化を図るため、2020年4月よりアウトドア部として独立させ、事業拡大に注力します。

不動産活用事業では、埼玉県内に多くの商業施設が点在しているものの、大型商業施設である「イオンモール川口前川」は需要圏内でも最大規模の商業施設であり、人口が密集する住宅地、幹線道路等の近接性に優れており、お客様からも評価されています。このような環境下であっても、競合他社に比べ常に優位性を維持するよう、設備の改修、改善を行い、魅力ある施設の維持に努めてまいります。また、「イオンモール川口」の跡地を含む周辺一帯の再開発については、イオンモール㈱と建物賃貸借基本協定を締結し、新しい大型商業施設「(仮称) イオンモール川口」の建設を進めており、2021年3月竣工を目指しております。

ゴルフ練習場事業は、ゴルフ人口の減少や高齢化に対して、SNSを利用した情報発信やクーポン発行等のきめ細かなサービス向上により、既存顧客の定着化や若者、ジュニアの新規利用者の増加を図ってまいります。またキャッシュレス化を進めるなど、利用しやすい施設を目指してまいります。

その他の事業では、ディアグリーン課の緑化事業は、当社独自の環境にやさしい自動給水システムによる観葉植物のレンタルを中心に、オフィス等の環境改善

に役立つ事業を展開してまいります。インテリア施工事業は、一般施工件数を増加させ事業の安定化を推進します。

以上のような各事業の計画を実現させるため、経営理念の「お客様によるこぼれる商品の提供」を事業の基本として、「株主の皆様へ報いる企業価値の向上」への取り組みをさらに推進します。また、「働き方改革関連法」の施行にともない労働時間法制の見直しを推進させ、社員が実感できる「魅力ある職場づくり」に取り組んでまいります。

当社グループは、業容の拡充による企業価値の向上を第一義として、社会的責任を全うする観点から内部統制システムを充実させ、企業組織の活性化と社員一人ひとりの法令遵守に意を用いて、内外の信頼と評価をさらに高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第94期 2017年3月期	第95期 2018年3月期	第96期 2019年3月期	第97期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高 (百万円)	8,300	8,311	8,438	7,601
経常利益 (△損失) (百万円)	988	△118	34	711
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) (△純損失)	824	△59	△79	△65
1株当たり 当期純利益 (円) (△純損失)	62.05	△4.49	△6.02	△4.94
総資産 (百万円)	28,067	27,840	26,290	27,351
純資産 (百万円)	16,539	16,536	16,113	15,582
1株当たり純資産額 (円)	1,114.06	1,102.05	1,066.65	1,027.39

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
埼玉興業(株)	30百万円	51.56%	ゴルフ練習場の運営、不動産の賃貸
神根サイボー(株)	10百万円	40.00%	インテリア施工
フロリア(株)	74百万円	100.00%	刺繍レースの製造販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ネットヨタ東埼玉(株)	82百万円	36.58% (18.29%)	自動車販売代理店の経営

(注) 議決権比率欄の()内は、間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容

事業区分	主要製品及び事業内容
繊維事業	ユニフォーム、衣料品、販促商品、レーヨン糸、合繊糸、合繊生地、麻生地、刺繍レースの製造販売、アウトドア関連商品
不動産活用事業	商業施設の賃貸、その他不動産の賃貸、ビルメンテナンス
ゴルフ練習場事業	ゴルフ練習場の運営
その他の事業	ギフト商品の販売、自動給水植木鉢の販売及び観葉植物レンタル業、インテリア施工、自動車販売代理店の経営

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
当社	本社：埼玉県川口市 東京支店：東京都中央区
埼玉興業(株)	本社：埼玉県川口市
神根サイボー(株)	本社：埼玉県川口市
フロリア(株)	本社：東京都中央区 工場：栃木県那須烏山市

(9) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
繊維事業	53名	△4名
不動産活用事業	2名	△1名
ゴルフ練習場事業	19名	—名
その他の事業	14名	—名
全社（共通）	19名	△3名
合計	107名	△8名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員20名は含んでおりません。
2. 全社（共通）は、総務及び財務等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社埼玉りそな銀行	3,897百万円
三井住友信託銀行株式会社	358百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 48,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 13,346,114株(自己株式653,886株を除く。) |
| (3) 株主数 | 1,572名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
埼玉不動産株式会社	2,183千株	16.4%
飯塚元一	1,427千株	10.7%
株式会社埼玉りそな銀行	666千株	5.0%
大栄不動産株式会社	664千株	5.0%
むさし証券株式会社	645千株	4.8%
株式会社安藤・間	525千株	3.9%
有限会社エヌ・アイ	500千株	3.7%
株式会社ホテルサイボー	384千株	2.9%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	374千株	2.8%
大成建設株式会社	351千株	2.6%

- (注) 1. 当社は、自己株式653,886株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日をもって損害保険ジャパン株式会社に商号変更をしております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

	2014年第9回 新株予約権	2015年第10回 新株予約権	2016年第11回 新株予約権	
発行決議日	2014年6月27日	2015年6月26日	2016年6月28日	
区分	取締役(注)	取締役(注)	取締役(注)	社外取締役
保有者数	6名	6名	5名	1名
新株予約権の数	280個	310個	300個	10個
新株予約権の目的となる株式の数	28,000株	31,000株	30,000株	1,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない	払込を要しない	払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	508円	596円	462円	
権利行使期間	2016年7月29日から 2020年6月27日まで	2017年7月28日から 2021年6月26日まで	2018年7月27日から 2022年6月28日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)	

	2017年第12回 新株予約権		2018年第13回 新株予約権		2019年第14回 新株予約権	
発行決議日	2017年6月28日		2018年6月28日		2019年6月27日	
区分	取締役(注)	社外取締役	取締役(注)	社外取締役	取締役(注)	社外取締役
保有者数	8名	1名	8名	1名	9名	1名
新株予約権の数	330個	10個	330個	10個	360個	10個
新株予約権の目的となる株式の数	33,000株	1,000株	33,000株	1,000株	36,000株	1,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式		普通株式	
新株予約権の払込金額	払込を要しない		払込を要しない		払込を要しない	
権利行使時1株当たりの行使価額	506円		506円		437円	
権利行使期間	2019年7月27日から 2023年6月28日まで		2020年7月26日から 2024年6月28日まで		2021年7月26日から 2025年6月27日まで	
新株予約権の行使の条件	(別記)		(別記)		(別記)	

(注) 社外取締役分は含まれておりません。

(別記)

新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当てを受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ③ その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権付与契約」で定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
付与しておりません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
飯塚博文	代表取締役会長	埼玉興業(株)代表取締役社長
飯塚剛司	代表取締役社長	(株)ホテルサイボー代表取締役社長
飯塚榮一	専務取締役	繊維事業本部長兼東京支店長
金子康浩	常務取締役	管理本部長兼社長室長兼内部統制室長
飯塚将	常務取締役	不動産開発事業部長
飯塚豊	常務取締役	総務部長
飯塚元一	取締役	埼玉不動産(株)代表取締役社長
浅香祐司	取締役	繊維事業本部マテリアル部長 日宇産業(株)代表取締役会長
米澤幸男	取締役	財務部長 フロリア(株)代表取締役社長
西原京子	取締役	
清水秀雄	取締役	公認会計士、税理士
角谷勝彦	常勤監査役	
錦戸景一	監査役	弁護士
浅子正明	監査役	公認会計士 (株)システムソフト社外取締役

- (注) 1. 西原京子氏及び清水秀雄氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役全員は、社外監査役であります。
 3. 監査役浅子正明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役西原京子氏及び監査役角谷勝彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 藤井孝男氏は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役12名 194百万円（当該事業年度に係る報酬等。うち社外取締役2名
11百万円）

監査役3名 22百万円（当該事業年度に係る報酬等。全て社外監査役）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記取締役の報酬等の額にはストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額1百万円を含んでおります。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額（取締役11名 9百万円、監査役3名 1百万円）が含まれております。
4. 上記のほか、2019年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は、取締役1名 6百万円であります。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外監査役浅子正明氏は、株式会社システムソフトの社外取締役であります。なお、社外監査役が兼務する企業と当社の間での取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	出席状況
社外取締役	西原 京子	取締役会13回のうち12回に出席しております。
社外取締役	清水 秀雄	取締役会13回のうち12回に出席しております。
社外監査役	角谷 勝彦	取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席しております。
社外監査役	錦戸 景一	取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席しております。
社外監査役	浅子 正明	取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席しております。

(イ) 取締役会等での発言状況

社外取締役は、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役は、各人の専門的見地からの発言を行うとともに、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| ① 会計監査人としての報酬等の額 | 35百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号と定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、直近では2015年4月24日開催の取締役会で一部改定を決議しております。その内容は以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」を定め、当該規程において法令等の遵守が経営の最重要課題である旨を明記し、これに基づく具体的な行動準則を規定します。さらに当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取ります。
- ② 代表取締役社長直轄の内部統制室において、「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」の浸透を図り、取締役を含む全社員に対して、コンプライアンスに関する研修を原則年1回以上行います。また、「内部監査規程」に基づき、内部統制室が定期的に業務運営の状況を監査し、業務の合法性及び社内規程の遵守状況を確認します。
- ③ 各取締役は、他の取締役の職務の執行に関し、取締役会における十分な審議を通じて適切に監視監督義務を遂行します。
- ④ 監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款その他社内規程に適合するための体制について、取締役が適切に運用、改善しているかについて監視・検証し、必要に応じて助言又は勧告等を行います。
- ⑤ 法令・定款・社内規範等において疑義のある行為については、企業集団の役員等が直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を内部統制室に設置・運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載、記録した文書、電子媒体等については、「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理します。
- ② これらの情報の保存・管理状況については、内部統制室が定期的に確認を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社では、事業活動に係るリスクについて、各部門で管理するとともに、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長をリスク管理責任者として総合的なリスク管理体制の維持・向上を図ります。
- ② 当社が認識するリスクを適切に管理し危険発生を防止するために「内部監査規程」に基づき内部統制室が定期的に内部監査プログラムを実行し、その監査結果は必要に応じて取締役会に報告します。
- ③ 上記の監査結果に基づき、取締役会は関連する社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合に備え、迅速且つ組織的な対応により被害を最小限に抑えるための体制を整えます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による重要事項の意思決定に基づく業務執行につき、「職務権限規程」に基づき、予め各取締役の権限及び責任の所在並びに執行方法の詳細を明確化し、職務の執行の迅速化及び効率化を図ります。
- ② 各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制とします。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促します。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の取締役等及び使用人の業務の適正を確保するため、主管部門としてグループ会社管理課を設置し、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行います。
- ② 当該部門は、子会社の取締役等及び使用人の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、「グループ会社管理規程」に基づき、当社への事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議の体制を構築します。また、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告される体制を整えます。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、効率的で効果的な経営が行われることを確保するために、子会社を含めた企業集団としての中期（3カ年）及び年度事業計画等を定め、その共有を図り推進します。
- ④ 「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が子会社の取締役等及び使用人の業務の適正性につき定期的な内部監査を実行し、必要に応じてその結果を当社の取締役会に報告します。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて専任又は兼任の補助使用人を置くこととします。
 - ② 当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意を必要とし、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令を受けないこととします。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 常勤監査役は「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、また、必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、業務執行状況の確認を行います。また、「監査役監査基準」に基づき、経営・業績に影響を及ぼす重要事項について、監査役がその都度報告を受ける体制を確保します。
 - ② 上記報告を行った当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を全役職員に周知徹底します。
 - ③ 「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、監査方針の策定及び監査役の職務分担等を行い、代表取締役社長との定期的な会合、内部統制室及び会計監査人との定期的な情報交換の機会を確保します。
 - ④ 監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いもしくは償還又は負担した債務の債権者に対する弁済等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理します。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整えます。
 - ② 財務報告に係る内部統制システムの運用にあたり、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検及び内部統制室による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築します。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。※（ ）内は当期の開催頻度

(1) 内部統制システム全般

- ① 当社では、会社法に係る「業務の適正を確保するための体制」及び金融商品取引法に係る「財務報告の信頼性を確保するための体制」の整備・運用に対応するため、毎期、「内部統制対応基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、当期の方針として重点課題及び改善に取り組んでいます。
- ② 上記の体制を推進する組織として、代表取締役社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、内部統制の推進に必要な事項の協議、監査結果の報告、改善策の検討、改善状況の報告等を行っています（※2回開催）。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制

- ① 取締役を含む全社員が遵守すべき「企業倫理憲章」及び「コンプライアンス行動規範」は、子会社を含む主要な事業所でポスター掲示、グループ社員証への掲載及び規程類の社内イントラネットへの掲載により周知を図っています。
- ② コンプライアンス及びリスク管理に関する研修は、全社員が集まる社内行事で定期的で開催し（※1回開催）、法令対応に向けた研修も随時、階層別・事業所別の研修を実施しています。
- ③ 内部通報制度であるヘルプラインは、社内外（社内：内部統制室、社外：顧問弁護士）に対応窓口を設け、不正防止及び早期発見に努めています。通報案件については「ヘルプライン規程」に基づく適正なプロセスで対応しています。

(3) 情報保存管理体制

株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の業務執行に係る情報を記載・記録した文書は、「文書管理規程」に基づき、内部統制室及び総務部で適切に保管・管理しています。

(4) グループ会社管理体制

当社では、子会社の経営に関わる基本事項に関して統括的に管理・指導を行う部署としてグループ会社管理課を設置し、「グループ会社管理規程」に基づき、事業内容の定期報告及び重要案件の事前協議の体制を構築しています。また、当該部門では、連結子会社連絡会議を四半期毎に開催し（※4回開催）、子会社の経営状況並びに事業計画及び実績の進捗管理を行っています。

(5) 取締役の職務執行

- ① 取締役会は、当社の経営管理の意思決定機関として、会社法等が求める専決事項、その他重要事項、経営方針に関する意思決定をするとともに、各取締役の職務執行を監督しています（※13回開催）。

- ② 代表取締役社長は、各部門の業務執行を監督するため、月1回事業部長会を開催し、事業環境の分析、売上高、利益計画の進捗状況のモニタリング、情報の共有化及び法令等の遵守の徹底を図り、取締役会に付議すべき事項について事前協議ができる体制を構築しています（※12回開催）。
- ③ 中期計画（3カ年）及び単年度利益計画の達成度により部門毎に業績を評価する会議（SB会議）を四半期毎に開催し、取締役の職務の執行の効率性向上を促しています（※4回開催）。

(6) 監査役監査の実効性確保

- ① 監査役会は、監査方針及び職務分担に従い、監査役監査の実施状況の報告及び重要な決裁書類の閲覧等を行い、必要に応じて会計監査人、内部統制室及び当社の役職員に対し説明を求め、情報の共有化を図っています（※14回開催）。
- ② 常勤監査役は、「会議体規程」に定める重要な会議に出席し、事業所及び子会社往査を通じて当社の取締役及び使用人並びに子会社の役職員から随時報告を求め、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により業務執行状況の確認を行っています。
- ③ 監査役（会）は、内部統制室との定期会合（※1回開催）及び会計監査人を含めた合同会合を定期的に行うこと、三様監査の相互連携を図っています。また、監査役会は、代表取締役社長（※2回開催）及び社外取締役（※1回開催）とも定期的に意見交換を実施し、経営方針の理解に努め、的確な監視・監督機能を発揮しています。
- ④ 監査役は職務を補助する使用人として、社長室と兼務する補助使用人を1名選任しており、当該使用人の任命や異動等については、常勤監査役の同意が必要であり、補助使用人の補助業務に関して取締役の指揮命令は受けない旨を「監査役監査基準」等に明記しています。

(7) 内部監査の実施

代表取締役社長直轄の内部統制室（内部監査部門）は、毎期、「内部監査計画書」を策定し、内部統制システムの整備・運用状況を中心にモニタリングして監査結果及び是正案については内部統制委員会で報告しています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,321,351	流動負債	1,619,726
現金及び預金	1,818,024	支払手形及び買掛金	469,612
受取手形及び売掛金	979,880	短期借入金	50,000
有価証券	99,990	1年内返済予定長期借入金	811,450
たな卸資産	1,086,846	未払法人税等	12,448
その他	341,634	賞与引当金	53,958
貸倒引当金	△5,024	役員賞与引当金	6,350
固定資産	23,030,144	その他	215,906
有形固定資産	18,566,742	固定負債	10,149,622
建物及び構築物	9,478,515	長期借入金	3,669,214
機械装置及び運搬具	4,585	役員退職慰労引当金	252,838
工具器具及び備品	198,609	退職給付に係る負債	184,164
土地	7,462,378	長期預り保証金	5,494,917
リース資産	112,439	資産除去債務	358,075
建設仮勘定	1,310,212	その他	190,412
無形固定資産	24,425	負債合計	11,769,349
投資その他の資産	4,438,977	(純資産の部)	
投資有価証券	3,672,718	株主資本	13,276,796
繰延税金資産	516,332	資本金	1,402,000
その他	319,458	資本剰余金	872,299
貸倒引当金	△69,531	利益剰余金	11,491,892
		自己株式	△489,395
		その他の包括利益累計額	284,703
		その他有価証券評価差額金	350,782
		退職給付に係る調整累計額	△66,078
		新株予約権	6,265
		非支配株主持分	2,014,381
		純資産合計	15,582,147
資産合計	27,351,496	負債及び純資産合計	27,351,496

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,601,074
売 上 原 価		5,501,016
売 上 総 利 益		2,100,057
販売費及び一般管理費		1,383,761
営 業 利 益		716,295
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	92,272	
持分法による投資利益	2,147	
そ の 他	32,354	126,775
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25,543	
有 価 証 券 売 却 損	16,685	
固 定 資 産 除 却 損	51,017	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	27,709	
そ の 他	10,216	131,172
経 常 利 益		711,898
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,408	1,408
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	664,610	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	13,015	677,626
税金等調整前当期純利益		35,679
法人税、住民税及び事業税	19,956	
法 人 税 等 調 整 額	99,719	119,676
当 期 純 損 失		83,996
非支配株主に帰属する当期純損失		18,805
親会社株主に帰属する当期純損失		65,190

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,402,000	871,061	11,739,863	△494,970	13,517,955
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△182,779		△182,779
親会社株主に帰属する 当期純損失			△65,190		△65,190
自己株式の処分		1,237		5,574	6,812
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	1,237	△247,970	5,574	△241,158
当 期 末 残 高	1,402,000	872,299	11,491,892	△489,395	13,276,796

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	618,302	△69,266	549,035	7,335	2,038,945	16,113,271
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△182,779
親会社株主に帰属する 当期純損失						△65,190
自己株式の処分						6,812
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△267,520	3,188	△264,331	△1,070	△24,563	△289,965
当期変動額合計	△267,520	3,188	△264,331	△1,070	△24,563	△531,124
当 期 末 残 高	350,782	△66,078	284,703	6,265	2,014,381	15,582,147

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,442,500	流動負債	1,472,813
現金及び預金	1,109,172	支払手形	129,962
受取手形	178,939	買掛金	318,933
売掛金	706,761	短期借入金	50,000
有価証券	99,990	1年内返済予定長期借入金	774,250
たな卸資産	1,022,568	未払金	59,404
短期貸付金	28,800	未払費用	34,513
その他	325,201	賞与引当金	40,793
貸倒引当金	△28,933	その他	64,955
固定資産	19,744,879	固定負債	10,832,588
有形固定資産	16,282,253	長期借入金	4,455,714
建物	8,344,812	リース債務	111,363
構築物	339,309	退職給付引当金	130,106
車両及び運搬具	2,706	役員退職慰労引当金	189,883
工具器具及び備品	38,233	長期預り保証金	5,508,396
土地	6,134,538	長期前受収益	79,049
リース資産	112,439	資産除去債務	358,075
建設仮勘定	1,310,212	負債合計	12,305,401
無形固定資産	23,186	(純資産の部)	
ソフトウェア	23,186	株主資本	10,608,272
投資その他の資産	3,439,439	資本金	1,402,000
投資有価証券	2,693,975	資本剰余金	836,252
関係会社株式	79,540	資本準備金	825,348
出資金	200	その他資本剰余金	10,903
関係会社長期貸付金	153,800	利益剰余金	8,673,792
破産更生債権等	17,246	利益準備金	266,398
繰延税金資産	416,826	その他利益剰余金	8,407,394
その他	277,051	固定資産圧縮積立金	96,515
貸倒引当金	△199,200	特別償却準備金	16,040
		別途積立金	7,569,000
		繰越利益剰余金	725,839
		自己株式	△303,772
		評価・換算差額等	267,440
		その他有価証券評価差額金	267,440
		新株予約権	6,265
		純資産合計	10,881,978
資産合計	23,187,379	負債及び純資産合計	23,187,379

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
売 上 高	4,312,391	
不 動 産 賃 貸 収 入	2,231,519	6,543,911
売 上 原 価		
売 上 原 価	3,606,759	
不 動 産 賃 貸 費 用	1,014,939	4,621,698
売 上 総 利 益		1,922,212
販売費及び一般管理費		1,286,791
営 業 利 益		635,421
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	94,004	
そ の 他	27,947	121,951
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34,896	
有 価 証 券 売 却 損	16,685	
固 定 資 産 除 却 損	12,611	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	47,676	
そ の 他	7,936	119,806
経 常 利 益		637,566
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,408	1,408
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	664,610	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	13,015	677,626
税 引 前 当 期 純 損 失		38,652
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,020	
法 人 税 等 調 整 額	2,993	6,013
当 期 純 損 失		44,665

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		自己株式	
		資 本 準 備 金	その他資 本剰余金	利 益 準 備 金	その他利 益剰余金		
当 期 首 残 高	1,402,000	825,348	9,666	266,398	8,638,808	△309,347	10,832,873
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△186,747		△186,747
当期純損失					△44,665		△44,665
自己株式の処分			1,237			5,574	6,812
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	1,237	—	△231,413	5,574	△224,601
当 期 末 残 高	1,402,000	825,348	10,903	266,398	8,407,394	△303,772	10,608,272

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	524,096	524,096	7,335	11,364,306
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△186,747
当期純損失				△44,665
自己株式の処分				6,812
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	△256,656	△256,656	△1,070	△257,726
当期変動額合計	△256,656	△256,656	△1,070	△482,328
当 期 末 残 高	267,440	267,440	6,265	10,881,978

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

	固定資産圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	99,977	18,186	7,569,000	951,644	8,638,808
当期変動額					
剰余金の配当				△186,747	△186,747
当期純損失				△44,665	△44,665
固定資産圧縮 積立金の取崩	△3,461			3,461	—
特別償却準備金の取崩		△2,145		2,145	—
当期変動額合計	△3,461	△2,145	—	△225,805	△231,413
当期末残高	96,515	16,040	7,569,000	725,839	8,407,394

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

サイボー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高橋正伸 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 渡邊康一郎 印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイボー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイボー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

サイボー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋正伸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊康一郎 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サイボー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

サイボー株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	角 谷 勝 彦	印
社外監査役	錦 戸 景 一	印
社外監査役	浅 子 正 明	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第97期の期末配当につきましては、当期の収益の状況と今後の事業展開を勘案して、安定配当の継続を基本として、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円

総額93,422,798円

(中間配当金1株につき7円を加えた年間配当金は1株につき14円となります。)

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

定款変更案は、補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を4年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会 (任期) 第32条 (条文省略) 2 (条文省略) (新 設)	第5章 監査役及び監査役会 (任期) 第32条 (現行通り) 2 (現行通り) <u>3 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役飯塚博文、飯塚榮一、金子康浩、西原京子、清水秀雄の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

社内取締役候補者は、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有しており、持続的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。また、社外取締役候補者につきましては、注記に記載のとおりであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	飯塚博文 (1933年8月22日生)	1958年5月 当社入社 1972年7月 当社取締役労務次長就任 1984年6月 当社専務取締役就任 1992年7月 当社代表取締役社長就任 2003年6月 当社代表取締役会長就任(現任) <重要な兼職の状況> 埼玉興業(株)代表取締役社長	210,500株
2	飯塚榮一 (1951年8月29日生)	1974年3月 当社入社 2002年10月 当社アパレル事業部事業部長就任 2003年6月 当社取締役アパレル事業部事業部長就任 2007年10月 当社取締役繊維事業副本部長営業第二・三グループ担当就任 2010年6月 当社常務取締役繊維事業副本部長営業第二・三グループ担当就任 2013年6月 当社専務取締役繊維事業副本部長営業第二・三グループ担当就任 2015年6月 当社専務取締役繊維事業副本部長営業第一・二・三グループ担当就任 2016年10月 当社専務取締役繊維事業副本部長兼アパレル部長兼東京支店長就任 2017年7月 当社専務取締役繊維事業副本部長兼東京支店長就任(現任)	168,000株
3	西原京子 (1956年11月24日生)	1997年6月 日産証券(株)常勤監査役就任 2000年6月 同社取締役就任 2008年6月 同社顧問就任 2008年6月 当社取締役就任(現任) 2014年6月 日産証券(株)監査役就任	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	し みず ひで お 清 水 秀 雄 (1944年7月21日生)	1970年3月 公認会計士登録 1973年1月 税理士登録 2003年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社取締役就任(現任)	一株
5	※ い とう もと のり 伊 藤 素 典 (1958年12月13日生)	2003年3月 当社入社 2017年7月 当社繊維事業本部アパレル部長就任 (現任)	300株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 西原京子氏及び清水秀雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は西原京子氏を東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由および独立性について
- ① 西原京子氏につきましては、会社役員として培われた知識と見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
- ② 清水秀雄氏につきましては、直接会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士として財務及び会計に精通し、高い見識と幅広い経験を有しておられ、取締役就任前は社外監査役としての経験をもとに、独立・公正な立場で経営監督機能を果たしていただけると判断したものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で会社法第423条第1項の責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。西原京子氏及び清水秀雄氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
4. ※は新任の取締役候補者であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	錦戸景一 (1953年5月2日生)	1985年4月 弁護士登録 1994年1月 光和総合法律事務所パートナー（現任） 2005年6月 当社監査役就任（現任）	一株
2	※藤井孝男 (1943年5月7日生)	1966年3月 当社入社 1999年6月 当社取締役総務部長就任 2003年6月 当社常務取締役管理部担当兼総務部長就任 2010年6月 当社専務取締役管理本部長兼財務部長就任 2017年11月 当社専務取締役管理本部長就任	21,000株
3	※村木徹 (1958年4月12日生)	2009年6月 ㈱埼玉りそな銀行取締役兼常務執行役員就任 2013年4月 ㈱りそな銀行専務執行役員就任 2013年4月 ㈱りそなホールディングス執行役員就任 2015年4月 ジェイアンドエス保険サービス㈱代表取締役社長就任 2017年4月 りそなビジネスサービス㈱代表取締役社長就任 <重要な兼職の状況> ㈱ピクルスコーポレーション社外監査役	一株

- (注) 1. 各監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 錦戸景一氏および村木徹氏は、社外監査役候補者であります。なお、村木徹氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- (1) 社外監査役候補者の選任理由および独立性について
- ① 錦戸景一氏につきましては、直接会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として専門的な見識を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって15年となります。
- ② 村木徹氏につきましては、会社役員として培われた知識と経験等を当

社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。錦戸景一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また村木徹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 藤井孝男氏は、長年にわたり財務及び経理業務の経験を重ね、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社内監査役として選任をお願いするものであります。また同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。
5. 村木徹氏は、2020年5月28日開催の株式会社ピククルスコーポレーションの第44回定時株主総会で同社社外監査役に就任予定であります。
6. ※は新任の監査役候補者であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役藤井孝男氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として候補者角谷勝彦氏の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
かく たに かつ ひこ 角 谷 勝 彦 (1945年12月24日生)	1997年6月 ㈱あさひ銀行（現㈱埼玉りそな銀行）常勤 監査役就任 2002年6月 不二サッシ㈱代表取締役専務執行役員就任 2008年6月 当社監査役就任（現任）	1,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 角谷勝彦氏は、社外監査役候補者であります。同氏は長年にわたり監査役業務の経験を重ね、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、その就任年数は本総会終結のときをもって12年となります。
3. 角谷勝彦氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される金子康浩氏および監査役を退任される角谷勝彦氏、浅子正明氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
かね こ やす ひろ 金 子 康 浩	2005年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役 現在に至る
かく たに かつ ひこ 角 谷 勝 彦	2008年6月 当社常勤監査役 現在に至る
あさ こ まさ あき 浅 子 正 明	2014年6月 当社監査役 現在に至る

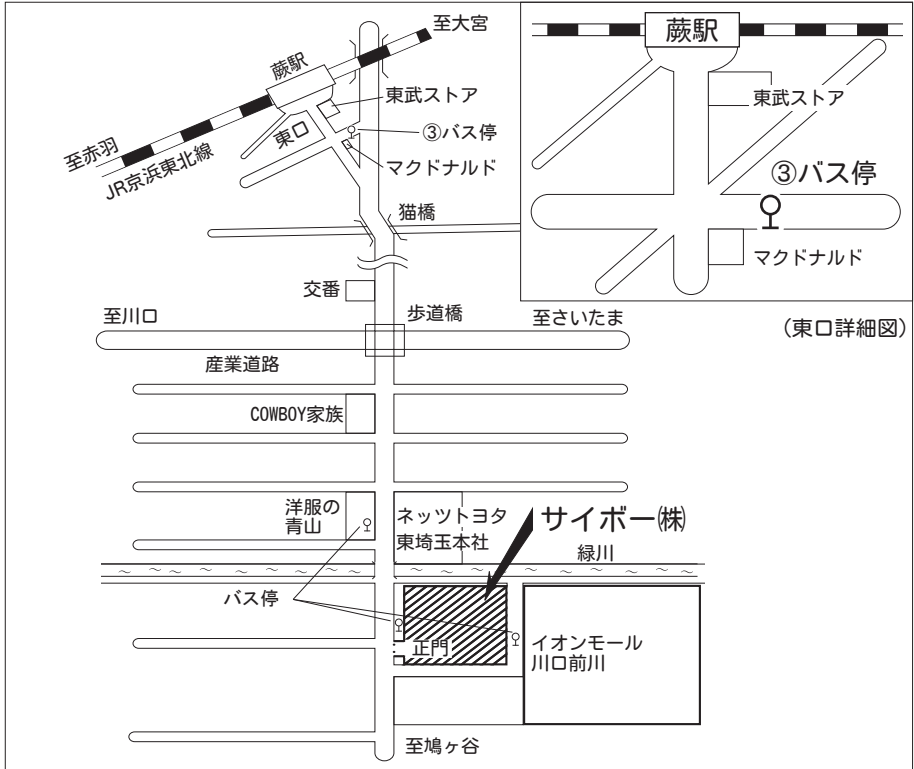
以 上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川口市前川1丁目1番70号

サイボー株式会社

当社3階会議室



最寄駅

JR京浜東北線 蕨駅東口下車 約2km

国際興業バス 蕨駅東口③バス停

- ・(蕨03) 鳩ヶ谷駅経由 新井宿駅行き
- ・(SC01) イオンモール川口前川行き イオンモール川口前川下車